

『出産・子育て応援給付金』のご案内



鹿屋市では、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、面談等を通じて身近で相談に応じるとともに、出産・子育てを応援するため、妊娠届出時および出生届出後の面談実施後※に給付金を支給します。

※給付金の申請には、保健師または助産師等との面談（伴走型相談支援）が必須となります。

	出産応援給付金 (妊娠届出時)	子育て応援給付金 (出生届出後)
面談・給付 の対象者	妊婦	新生児の養育者※ ※新生児の母または一緒に面談した父等
給付額	5万円	5万円(新生児1人当たり)
申請場所	鹿屋市役所 (こども家庭課内こども家庭センター)	鹿屋市役所(子育て支援課)
申請時期	妊娠中	出生から生後4か月頃まで
申請方法	○妊娠届出時に面談で申請します。 ○申請は「医療機関での妊娠確認を行っていること」が必須です。 ○申請者及び給付金の受取者は、原則「妊婦本人」となります。	○出生届出やこども医療費の申請時等に申請します。 ○出生届出の際、「子育て応援給付金出生連絡票」を提出してください。市から面談(訪問)の連絡をします。
面談内容	○妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等のご説明(出産応援ガイド) ★申請には、妊婦本人の面談が必須となります。	○出産後子育てのことに関するご紹介(子育て応援ガイド) ★申請には、産婦との面談が必須となります。
給付時期	面談終了後、1~2カ月程度で口座に振り込みます。	
申請に 必要なもの	1 振込口座(申請者名義)がわかるもの(通帳またはキャッシュカード) 2 身分証明書(マイナンバーカード・運転免許書等)	

※給付時期については、申請内容に不備がある場合は支給が遅くなることがあります。



【お問い合わせ先】

1 「出産・子育て応援給付金」

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

☎ (0994) 43-2111 (内線 3142 または 3143)

鹿屋市保健福祉部子育て支援課

2 「伴走型相談支援(面談アンケート等)」 鹿屋市こども家庭センター (鹿屋市役所 こども家庭課内)

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

☎ (0994) 31-1132

◎「給付金のお振り込みまでの流れ」については裏面をご覧ください。

『伴走型相談支援』と『出産・子育て応援給付金』の給付を一体的に実施します。



○伴走型相談支援と給付金のお振り込みまでの流れ

妊娠中

妊娠届出時に保健師または助産師と面談による「伴走型相談支援」を行い、「出産応援給付金」の申請を受付します。

時期	妊娠届出時	<ul style="list-style-type: none">① 妊娠届出のためこども家庭センターの窓口にお越しください。② 保健師または助産師が妊婦と面談します。③『出産応援給付金』の申請をします。 <p>※給付金の支給には「妊婦との面談」が必須です。妊婦以外の方が窓口に来所された場合は、後日、妊婦と面談の機会を設けます。</p>
	およそ1~2カ月後	給付金を口座に振り込みます。
	妊娠6か月頃	<ul style="list-style-type: none">① XID アプリよりアンケートが届きます。② 期限内にアンケートの回答をお願いします。(必須)
	~妊娠8か月頃	アンケートで面談を希望された方に、保健師または助産師等から電話連絡後に面談を行います。

出産後

出生届出後に「子育て応援給付金」の申請をします。後日、保健師または助産師が「出産された方」へのアンケートと面談（訪問）で「伴走型相談支援」を行います。

時期	出生届出時	<ul style="list-style-type: none">① 出生届出の際、「子育て応援給付金 出生連絡票」を提出してください。② 子育て支援課で子ども医療費助成等の申請の際に「子育て応援給付金申請書」を提出します。
	生後1~2か月頃	「子育て応援給付金出生連絡票」に記入された電話番号へ保健師または助産師等から、面談の日程などご連絡します。
	~生後4か月	保健師または助産師等がご自宅を訪問し、「出産された方」と面談※します。 ※給付金の支給には「新生児の母(母がいない場合は新生児を養育する父等)との面談」が必須です。
	面談後 1~2か月頃	面談終了後、給付金を口座に振り込みます。

※給付金の概要については表面をご覧ください。